

京都府新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要領

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策を的確かつ円滑に推進するため、京都府新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 有識者会議は、次に掲げる意見を京都府知事に対し述べることとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）第7条第8項において準用する同法第6条第5項の規定に基づく意見
- (2) 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見

(組織)

第3条 有識者会議は、知事が指名する委員により構成する。

(会議)

第4条 有識者会議に、座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから互選で選任する。
- 3 座長は、有識者会議の議事を運営する。
- 4 座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長代理は、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(分科会)

第5条 有識者会議に、医療・公衆衛生に関する必要な意見を聞くため分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、有識者会議の構成員の中から知事が指名する。
- 3 分科会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(事務)

第6条 有識者会議に関する事務は、京都府健康福祉部において処理する。

(細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、有識者会議の運営その他に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は平成25年4月23日から施行する。